

調布市手話言語条例（素案 v2）

第3回委員会（令和6年1月30日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p>手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指、<u>体及び顔の部位等</u>の動き _____ を使って視覚的に表現する独自の<u>語彙</u>、 _____ 文法を持つ一つの言語です。<u>手話を使用する人々は、手話を通じて知的かつ心豊かに日常生活を営み、社会参加を実現し、独自の文化を創造してきました。</u></p> <p>一方で、我が国では、過去に手話を使用することへの制限や差別が存在した歴史があり、現在もなお、手話が言語であることに対する理解は十分であるとは言えません。</p> <p><u>こうした認識の下、手話を使用する様々な世代の人々が、個々の特性に応じて言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を継承していくことができる環境づくりを推進することが必要です。</u></p> <p>私たちは、<u>こうした手話の特性が</u>、手話を自らの言語として使用する人だけでなく、社会において広く理解されることにより、手話を使用する人の権利が尊重され、安心して生活することができる環境を整えることを通じて、共生社会の更なる充実を目指し、この条例を制定します。</p> <p style="text-align: right;">(408文字)</p>	<p>手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指 _____ の動き <u>や表情</u> を使って視覚的に表現する独自の<u>文化及び</u>文法を持つ一つの言語です。 _____</p> <p>_____</p> <p>一方で、我が国では、過去に手話を使用することへの制限や差別が存在した歴史があり、現在もなお、手話が言語であることに対する理解は十分であるとは言えません。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>私たちは、 _____ 手話を自らの言語として使用する人だけでなく、社会において広く理解されることにより、手話を使用する人の権利が尊重され、安心して生活することができる環境を整えることを通じて、共生社会の更なる充実を目指し、この条例を制定します。</p> <p style="text-align: right;">(248文字)</p>

<修正のポイント>

(1段落目)

- ・「表情」の表現を「体及び顔の部位等の動き」に修正しました。
- ・「社会参加」に関する記述を追加しました。
- ・「ろう文化」の記載を1段落目後半に移動し、内容を追加しました。

(3段落目)

- ・「手話言語の5つの権利」について記載しました。内容は、東京都手話言語条例の前文の記述を参考にしています。

(4段落目)

- ・「社会において広く理解される」の対象が文章に不足していたため、文言を追加しました。

第3回委員会（令和6年1月30日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、手話が独自の言語であるという認識のもと、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策を総合的に推進するために基本的な事項を定めることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を自らの言語として使用する者（以下「手話を使用する者」という。）の権利を保障し、<u>もって</u> <u>共生社会の充実に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、手話が独自の言語であるという認識のもと、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策を総合的に推進するために基本的な事項を定めることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を自らの言語として使用する者（以下「手話を使用する者」という。）の権利が保障され、<u>全ての市民が豊かなコミュニケーションをとることができる</u>共生社会の充実に寄与することを目的とする。</p>

<修正のポイント>

- ・「全ての市民が豊かなコミュニケーション」（意思疎通）の要素は「障害者の意思疎通に関する条例」に集約しました。
- ・前文に内容を加えた分、内容を若干簡素化しました。

第3回委員会（令和6年1月30日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <hr/> <p>（1） 市民 市内に在住，在勤又は在学する者その他市内で活動する全ての者をいう。</p> <p>（2） 事業者 市内において事業活動を行う<u>個人，法人及び団体</u>をいう。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） <u>手話 日本手話及び日本語対应手話をいう。</u></p> <p>（2） 市民 市内に在住，在勤又は在学する者その他市内で活動する全ての者をいう。</p> <p>（3） 事業者 市内において事業活動を行う<u>者</u>をいう。</p>

<修正のポイント>

- ・「手話」の定義については、前回委員会での意見及び「前文」の冒頭に説明がされていることを踏まえ、削除しました。
- ・「事業者」の定義について、「者」の示す範囲を明確化するため、「個人，法人及び団体」へと修正しました。（参考資料2。3ページ）

第3回委員会（令和6年1月30日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p>（基本理念）</p> <p>第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文化及び文法を持つ一つの言語であるとの認識を前提として、以下の基本理念のもとに行わなければならない。</p> <p>(1) <u>手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使用し、手話を継承していく</u>ことは、手話を使用する者の基本的な権利として最大限尊重されなければならないこと。</p> <p>(2) 手話は、障害の有無に関わらず相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会のために、手話を使用する者だけでなく、社会において広く理解されることが必要であること。</p> <p><u>(3) 手話を使用する者の社会参加のためには、生活のあらゆる場面で手話を使用しやすい環境の整備が必要であること。</u></p>	<p>（基本理念）</p> <p>第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文化及び文法を持つ一つの言語であるとの認識を前提として、以下の基本理念のもとに行わなければならない。</p> <p>(1) 手話を獲得<u>及び使用し、手話により意思疎通を円滑に図る</u>ことは、手話を使用する者の基本的な権利として最大限尊重されなければならないこと。</p> <p>(2) 手話は、障害の有無に関わらず相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会のために、手話を使用する者だけでなく、社会において広く理解されることが必要であること。</p> <hr/>

<修正のポイント>

- ・（第1号）前文に対応し、内容を「手話言語の5つの権利」と対応させました。
- ・（第3号）社会参加に関する項目を追加しました。

第3回委員会（令和6年1月30日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p>（市の責務）</p> <p>第4条 市は，国，東京都，市民，事業者その他の関係団体と連携を図り，手話の理解促進及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，<u>手話を使用する権利が尊重されるとともに，手話を使用しやすい環境の整備を行うものとする。</u></p> <p>2 市は，<u>手話を使用する者が手話を通じて市政に関する情報を取得し，及びその意見を表明することができるよう，必要な環境の整備を行うものとする。</u></p>	<p>（市の責務）</p> <p>第4条 市は，国，東京都，市民，事業者その他の関係団体と連携を図り，手話の理解促進及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進 _____ _____ ものとする。 _____ _____</p>

<修正のポイント>

- ・（第1項）当事者の視点からの「手話を使用する権利」及び「手話を使用しやすい環境整備」に関する文言を追加しました。
- ・（第2項）調布市聴覚障害者協会からの意見（参考資料2。3ページ）をもとに追加しています。

第3回委員会（令和6年1月30日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p>（市民の役割）</p> <p>第5条 市民は、手話に関する理解を深めるとともに、市が実施する手話に関する施策に協力し、<u>共生社会の充実に寄与</u>するよう努めるものとする。</p>	<p>（市民の役割）</p> <p>第5条 市民は、手話に関する理解を深めるとともに、市が実施する手話に関する施策に協力 _____ するよう努めるものとする。</p>

<修正のポイント>

- ・調布市聴覚障害者協会からの意見（参考資料2。6ページ）をもとに追加しています。

第3回委員会（令和6年1月30日）	第2回委員会（令和5年12月19日）
<p>（事業者の役割）</p> <p>第6条 事業者は、<u>手話に関する理解を深め</u>、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるとともに、手話を使用する者<u>にとって</u>暮らしやすい環境の整備に努め、<u>共生社会の充実に寄与</u>するものとする。</p>	<p>（事業者の役割）</p> <p>第6条 事業者は、 _____ 市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるとともに、手話を使用する者が暮らしやすい環境の整備に努め _____ するものとする。</p>

<修正のポイント>

- ・調布市聴覚障害者協会からの意見（参考資料2。6ページ）をもとに追加しています。
（「が」→「にとって」等の細かな表現は、今後市の法制担当部署とも調整を図ります。）

※ 以下の条文は、次回（第4回）の委員会で取り扱います。

現時点では、第2回委員会の素案と同じ内容となっています。

（施策の推進）

第7条 市は、手話に関する次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- ・理解の促進・普及
- ・情報取得，共有
- ・手話通訳者の育成・確保
- ・手話通訳者の派遣
- ・就労・就学
- ・教育，医療，介護，保健福祉
- ・災害その他の非常事態
- ・その他市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策の推進にあたっては、手話を使用する者，手話通訳者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため，必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は，市長その他の市の機関が別に定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。